

第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会会議録

- 1 招集日時 令和8年1月28日(水) 午前10時00分
- 2 招集場所 龍ヶ崎市役所5階 第1委員会室
- 3 出席委員 井出委員、吉岡委員、後藤委員、稲見委員、坂本委員、山根委員、山崎委員
- 4 付議事件 別紙のとおり
- 5 開会時刻 午前10時00分
- 6 閉会時刻 午前10時40分
- 7 本委員会の事務局 藤平人事行政課課長、吉永人事行政課係長、飯塚人事行政課主事

(1) 開会

司会(飯塚) 本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。定刻前ですが、皆様揃いましたので、ただいまより、第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会を開催いたします。

本日司会を務めます人事行政課の飯塚と申します。よろしくお願いいたします。

(2) あいさつ

木村 副市長 委員の皆様、改めまして、龍ヶ崎市副市長の木村でございます。萩原市長が県外出張で出席が叶わないため、私からご挨拶申し上げます。

本日は、龍ヶ崎市政治倫理調査委員会委嘱状交付式並びに第1回の会議にお忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

詳細については、この後、事務局から説明がありますが、龍ヶ崎市政治倫理調査委員会は、私ども市の特別職である、市長、副市長、教育長および市議会議員の文字どおり政治倫理に関する事項を調査するための機関であります。

市の特別職および市議会議員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、龍ヶ崎市民や企業・団体等の厳粛な信託にこたえるため、龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例に規定する基準をもとに、襟を正していかなければなりません。したがって、市民の方に疑いを抱かれるようなこと自体が、あってはならないことですが、万が一、そのような疑いを持たれてしまった場合には、市民の方からの調査請求が提出されることとなります。この調査請求があった際に、この委員会において、調査および審議をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

挨拶とさせていただきます。

司会（飯塚） 木村副市長は次の公務が入っておりますので、ここで退出させていただきます。

(3) 委員及び事務局の紹介

司会（飯塚） 委員及び事務局の紹介を行う。

(4) 委員長・副委員長選出

司会（飯塚） 議事に入る前に、事務局から報告をさせていただきます。

本日の委員会は、委員7名全員が出席されています。龍ヶ崎市の政治倫理に関する条例施行規則第12条第2項の「委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない」との規定を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、委員長及び副委員長の選出に移りたいと思います。

会議の議長は、委員長が務めることとされておりますが、新しい委員長が選出されるまでの間、前委員長の井出委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

井出仮議長 それでは、ご指名ですので、仮議長を務めたいと思います。次第の4番目であります、委員長の選出を行います。どなたかご推薦等がございますか。

各委員 推薦等なし。

井出仮議長 特に推薦等がなければ、事務局から何か提案はありませんか。

事務局（飯塚） よろしければ、前任期から引き続き、井出委員に委員長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

井出仮議長 ただいま事務局から私に委員長をとのお話をいただきましたが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

井出議長 それでは、異議がないようですので、委員長を引き受けたいと思います。改めてよろしく申し上げます。

続いて副委員長の選出を行いたいと思いますが、どなたか立候補

や推薦はございますか。

各委員 立候補者、推薦等なし。

井出議長 特にないようでしたら、これも事務局から何か提案等はございますか。

事務局（飯塚） 副委員長は市民公募の方の中からお願いしたいと思います。今回は、5期目に当たる委員の方の中から、稲見委員にお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

井出議長 ただ今、事務局から提案がありました、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

井出議長 それではご提案のとおり稲見委員に副委員長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

稲見副委員長 よろしくお願いたします。

井出議長 それでは、次第の5番目、「政治倫理調査委員会の概要について」、事務局から説明をお願いします。

(5) 政治倫理調査委員会の概要（条例及び規則の概要）について

事務局（飯塚） 【会議資料に基づき説明】

井出議長 ただいま事務局から説明のありました当委員会の概要について、ご質問等がございましたらお願いします。

井出議長 それでは私から1つ。条例ができてから今まで調査するとなった事案はないということですが、ただ粛々と市長や議員からの報告は受けていたのですか。

事務局（吉永） こちらの条例ですが、当初平成11年から、最初は、議員のみを対象とした条例として制定されたものになります。それが、平成30年頃に市長と副市長、教育長もそういった基準に基づいてやるべきだろうという形になり、今の市長等を含めた条例になっております。おっしゃったとおり、平成11年から調査請求権に基づく調査は行っておりません。ただ報告は必ず毎年行っていただいております。

山根委員 市民100人以上の署名が必要ということだが、敷居が高いと思う。これは常識的な数字なのでしょう。100人の署名を集めるのは、非常に大変なことだと考えるが、例えば50人にするとか。前回の説明では、あえて陥れようとする者が現れる、暗躍するなどおっしゃっていたが、本当にそうなのか、それを審議するのがこの委員会ではないでしょうか。

事務局（吉永） この件について、100人というのは、かなりハードルが高いものだと考えております。例えば、1人の市民が、「こういうことを調査してほしい」と訴えても賛同してくれる人はいらっしゃらないかもしれないという実情があります。そもそもなぜ100人なのかと言いますと、最初に政治倫理の条例を作ろうという気運が全国的に広がった際に、先駆けて制定した自治体が100人というような基準を設けました。そこで、同じような形でその他の市町村も100人という基準を設け、制定していったということになります。ただ、おっしゃるとおり、制定から何年も経過しているものになるため、一度検討する機会があっても良いと事務局としては考えております。

坂本委員 有権者数の割合で決めるというのは、どうでしょうか。

事務局（吉永） 有権者数ですが、龍ヶ崎市は約6万人ほどですので、割合とすると今よりも必要な人数が逆に多くなってしまいます。

稲見委員 この条例や数字は、総務省から見本や例は示されているのですか。

事務局（吉永） 総務省から示されているものではありません。

稲見委員 では、他の市町村ではどうなのでしょう。

事務局（吉永） 最近の状況については、把握しておりませんが、概ね同じような状況であると思われれます。ただ、おっしゃるとおり、市町村で定められるものでありますので、独自にハードルを上げるもしくは下げるということをできる状況であります。

稲見委員 議会で決めていくということになりますか。

事務局（吉永） 決定については、議会ということになります。

井出議長 ただ、提案はできるということですので、今の議論も含めて検討

していただくということで。その他のテーマではいかがでしょうか。制度設計含めて、しかるべき検討をしていただければと思います。特にないようでしたら、その他の連絡事項等がありましたら事務局お願いします。

(6) その他
事務局（飯塚） 【事務連絡】

(7) 閉会
井出議長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、第1回龍ヶ崎市政治倫理調査委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。